

※下記以外に細かい修正は適宜しています。  
また、巻末資料の過去問題は2015年12月実施の問題が掲載されています。

## 2019電子ファイリングA級

### タイトルの変更

第1章 なし  
第2章 なし  
第3章 なし

### 内容の変更

| 章   | 頁                             | 変更箇所  |
|-----|-------------------------------|---|
| 第1章 | 20                            | はじめに 電子ファイリング検定の説明を改訂                       |
|     | 22                            | 1-1-8 ISO15489の文書・記録管理のメリットを改訂              |
|     | 28                            | 注6 パート1は改訂されている旨追記                          |
|     | 28                            | 1-2-2 公文書管理条例の設置自治体をアップデート                  |
|     | 28                            | 1-2-2 公文書館を有する割合を%で表記                       |
|     | 29                            | 注8 公文書館の設置数をアップデート                          |
|     | 41                            | 1-3-1 帳簿は記録したデータベースそのものという表記を削除             |
| 第2章 | 42                            | 1-3-1 「電子帳簿システム」を「会計財務システム」に変更              |
|     | 85                            | 2-4-2 (2)の「C言語のようなプログラミング言語とは違い」の文章を削除      |
|     | 89                            | 2-4-4 図表2-13のタイトルを変更                        |
|     | 97                            | 2-5-1 (注)「電子帳簿保護法での」を追加                     |
|     | 75                            | 2-2-4 (10) 対象文書のファイル方法についての製本形態維持追記         |
| 105 | 2-5-7 システムの更新サイクルを3年から4年程度に変更 |   |
| 第3章 | 141                           | 3-3-1 囲い線の下にISO15489-1:2016(第2版)の改定作業アップデート |
|     | 142                           | 3-3-1 囲い線の下にISO15489-1:2016(第2版)の改定作業アップデート |
|     | 143                           | 3-3-4 ①の下にISO15489-1:2016(第2版)の改定作業アップデート   |
|     | 145                           | 3-3-5 囲い線の下にアメリカの「電子メール保存法」(HR.1376)を追記     |

## 2019電子ファイリングB級

第1章 なし  
第2章 なし  
第3章 3-1-2 電子政府・電子自治体  
3-2-2 電子社会の共通基盤を削除  
3-2-3 電子政府戦略に見る文書の電子化を3-2-2に変更  
3-2-4 電子政府の国際的評価を3-2-3に変更

### 内容の変更

| 章   | 頁   | 変更箇所  |
|-----|-----|---|
| 第1章 | 15  | はじめに 電子ファイリング検定の説明を改訂                           |
|     |     | 1-2-2 ISO15489の注記を改訂                            |
| 第2章 | 50  | 2-2-3 図表2-2主なイメージファイル形式 PDFの主な特徴の文章を差し替え        |
|     | 81  | 2-5-1 (JIS X 0902参照)を(ISO15489、JIS X 0902参照)に変更 |
|     | 82  | 2-5-2 共有サーバ上で保管という表現を共有フォルダや個人フォルダへ変更           |
|     | 87  | 2-5-4 図表2-18 拡張子の例の図表のhtmをhtml(1)に変更し説明を更新      |
|     | 92  | 2-5-8 バックアップはネットワークを経由して、NASへの保存が一般化と変更         |
|     | 93  | 2-5-9 少なくとも3年以上の前に「法定保存期間を意識して」を追加              |
| 第3章 | 104 | 3-2-1 ⑫世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要を追加        |
|     | 104 | 3-2-1 ⑬デジタル・ガバメント推進方針の概要を追加                     |
|     | 106 | 3-2-4 電子政府の国際的評価のアップデート                         |